

### 千葉県乳幼児医療対策事業における 市町村助成基準の変更について

「国保ニュース第166号」にて掲載しました標記記事に変更がありますのでご連絡いたします。

平成20年5月から野田市において通院の助成対象が「4歳未満まで」から「5歳未満まで」に変更されました。

	市町村名	助 成 対 象				自己負担金
		0～3歳	4歳	5歳	就学前まで	
変更前	野田市	○	●	●	●	県と同様の基準
変更後	野田市	○	○	●	●	県と同様の基準

平成20年8月から栄町が通院の助成対象が「4歳未満まで」から「小学校就学前」までに変更されました。

	市町村名	助 成 対 象				自己負担金
		0～3歳	4歳	5歳	就学前まで	
変更前	栄町	○	●	●	●	県と同様の基準
変更後	栄町	○	○	○	○	県と同様の基準

平成20年8月から習志野市が自己負担金を「200円」から「0円」に変更されました。

	市町村名	助 成 対 象				自己負担金
		0～3歳	4歳	5歳	就学前まで	
変更前	習志野市	○	○	○	○	県と同様の基準
変更後	習志野市	○	○	○	○	無 し

※ 請求に関する問合せ先

千葉県国民健康保険団体連合会 乳幼児医療係 TEL 043(254)7364  
詳細につきましては千葉県のホームページを参照願います。

## 診療（調剤）報酬明細書の返戻の状況について

平成20年6月審査分の返戻の状況は、下記のとおりでありましたので、今後の請求の参考にしてください。

6月審査分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の受付件数は、3,198,954件、このうち返戻となった件数は、10,905件でありました。

返戻の主な内容は、次のとおりです。

### 1. 審査委員会の返戻について

審査委員会からの返戻明細書は、2,218件で返戻の総件数の20.34%です。

この主な内容は、傷病名に対して、投薬、注射、処置、検査等の適応に関する照会です。

### 2. 事務上の返戻について

#### ① 生年月日より医療種該当の不一致（16.06%）

被保険者証の生年月日を十分に確認し、正しい医療種での請求をしてください。

#### ② 被保険者証の記号、番号、受給者番号の記載もれ又は不備（13.31%）

被保険者証からカルテへ、カルテから明細書へ転記する場合十分確認し、明細書を提出する際は、記載もれのないようにしてください。

#### ③ 重複請求（4.55%）

明細書は原則として、患者ごとに1月ごと、入院・入院外それぞれ1枚作成してください。（旧総合病院の入院外については、診療科ごとに1枚）

#### ④ 乳幼児医療費の請求に関するもの（2.66%）

乳幼児医療費（医療費の2割）の請求は、乳幼児の加入する保険が国保組合の場合、レセプトの写し又は乳幼児医療費請求書（社保用）で別請求となります。なお、医療費の保険給付額（8割）の請求は、83公費負担者番号等は記載せず、国保単独分として請求ください。

#### ⑤ 給付割合に関するもの（2.40%）

国保の給付割合は、一般被保険者7割・高齢受給者（70歳以上、一般・低所得者8割・7割）・未就学者8割、退職被保険者の本人・被扶養者7割・未就学者8割が法定給付です。なお、後期高齢者医療の給付割合は、一般・低所得者9割・現役並み所得者7割となります。また、法定外給付にも注意してください。

この他、保険者において、被保険者の資格を確認し、過誤として本会に提出される件数は16,465件に達しております。

保険医療機関等におかれましては、被保険者証の確認を十分行ってくださるようお願いいたします。

過誤理由別では、1位は「社保該当」、2位は「同医療種給付割合誤り」、3位は「医療種別誤り」、4位は「保険医療機関等取下げ依頼」、5位は「転出」が上位となっております。

## 返 戻 件 数 調 査 表

平成20年 6月審査 (医科・歯科・調剤・訪問) 受付 3,198,954 件

返 戻 理 由	国保		退職 本人		退職 扶養		後期高齢者		合計			返 戻 占 有 率
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	計	
審査委員会により返戻	146	1,171	7	90	3	50	92	659	248	1,970	2,218	20.34%
生年月日より(前期高齢者・未就学者・一般・後期高齢者)該当ではないでしょうか	1	557	12	761	2	374	1	43	16	1,735	1,751	16.06%
被保険者証の記号、番号、公費負担医療の受給者番号記載もれ又は不備	4	710		21		10	6	701	10	1,442	1,452	13.31%
貴院・薬局より返戻依頼	75	271	3	9	5	11	63	106	146	397	543	4.98%
重複請求	9	305		21		14	10	137	19	477	496	4.55%
乳幼児医療費(83)について	3	259	3	12		11		2	6	284	290	2.66%
給付割合再調ください	5	244		5		1		7	5	257	262	2.40%
初診料、再診料、再調ください	3	195		9		6	3	29	6	239	245	2.25%
他保険者分(混入)	2	48		7		5	5	79	7	139	146	1.34%
保険者番号、公費負担者番号の記載もれ又は不一致	2	68		3		2		65	2	138	140	1.28%
保険者番号と被保険者証の記号が不一致	2	118		1		2		7	2	128	130	1.19%
傷病名、診療開始日記載もれ	2	54				1		25	2	80	82	0.75%
診療月と診療開始日の不一致		65		4				6		75	75	0.69%
特別療養費について		59		1		1				61	61	0.56%
被保険者氏名、生年(月)、性別記載もれ		15		2		1		33		51	51	0.47%
その他	44	1,086	14	799	3	389	57	571	118	2,845	2,963	27.17%
合 計	298	5,225	39	1,745	13	878	237	2,470	587	10,318	10,905	100.00%

◎ お知らせ ◎

**診療報酬請求書等の受付について**

10月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日（金）です。

なお、特定健診・特定保健指導の請求は、6日（月）が受付締切となります。

また、請求にあたっては、一般診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。